

平成23年度奈良県食品衛生監視指導計画（案） の改正ポイント

1 食中毒予防対策に関する事項について

例年、腸管出血性大腸菌O157感染症の散発事例や食中毒事例（疑いを含む。）などが報告されています。平成21年9月には、飲食店において腸管出血性大腸菌O157による広域的な食中毒が発生しました。また、近年カンピロバクターによる食中毒が多発しています。そこで、これらの食中毒予防対策に関する事項を追記しました。

2 食品表示の確認に関する事項について

日頃の監視指導において、期限表示、食品添加物、アレルギー物質等の食品衛生法に基づく表示を確認することを明記しました。また、食品表示は、食品衛生法その他、JAS法、健康増進法、景品表示法等によっても規制されていることから、関係機関部局間で連携し、適正な表示の徹底を行うことを明記しました。